

社会福祉法人旭川保育会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人旭川保育会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規定でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われものである。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。なお、役員等が同一の日に開催された理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、当日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2より報酬を支払うことができる。

(報酬総額)

第5条 役員等の報酬は、各年度の総額が別表3の範囲を超えないように支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人旭川保育会旅費規程を適用することができる。

(改 廃)

第7条 本規定の改廃は理事会の決議を経て評議員会で決議しなければならない。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年10月8日から施行する。

別表 1

名称	報酬（日額）
評議委員会出席報酬	5，000円
理事会出席報酬	5，000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5，000円

別表 2

名称	報酬（日額）
理事及び評議員業務報酬	5，000円
監事業務報酬	5，000円
評議員選任・解任委員業務報酬	5，000円

別表 3

名称	各年度の総額
評議員	140，000円
理事	180，000円
監事	100，000円
評議員選任・解任委員業務報酬	30，000円